

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和2年2月13日答申分

答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
厚生年金保険関係	3件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州(受)第 1900044 号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第 1900026 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成 28 年 8 月 1 日から同年 7 月 22 日に訂正し、同年 7 月の標準報酬月額を 11 万 8,000 円とすることが必要である。

平成 28 年 7 月 22 日から同年 8 月 1 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 28 年 7 月 21 日から同年 8 月 1 日まで

ハローワークを通じて平成 28 年 7 月 20 日に A 社の社長と面接をした。その際に社会保険の加入について再度確認をし、その場で採用が決定した。時間的余裕がないと会社から言われ、同年同月 21 日の朝からフルタイムで勤務を開始したにもかかわらず、厚生年金の資格取得日は同年 8 月 1 日となっているため、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成 28 年 7 月 22 日から同年 8 月 1 日までの期間については、A 社が提出した請求者に係る労働者名簿、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録等から、請求者は当該期間において同社で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、日本年金機構が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届によると、A 社は、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格取得年月日を平成 28 年 8 月 1 日として届け出たことが確認できるところ、同社は、請求者の請求どおりの届出は行っていない旨回答している。

また、請求者が提出した給与支払明細書及び A 社が提出した給与台帳によると、平成 28 年 7 月分の厚生年金保険料を給与から控除された記載はないところ、同社は同年同月分の厚生年金保険料を給与から控除していない旨回答している。

このほか、請求者の平成 28 年 7 月分の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間のうち、平成 28 年 7 月 22 日から同年 8 月 1 日までの期間について厚生年金保険被保険者として同年 7 月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、前述の給与支払明細書及び給与台帳により、平成 28 年 7 月 22 日の出勤分から給与が支払われていることを確認できるところ、請求者の A 社に係る雇用保険被保険者資格取得届、

雇用契約書及び健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届により確認できる報酬月額が 12 万円である。

以上のことから、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成 28 年 8 月 1 日から同年 7 月 22 日とし、同年 7 月の標準報酬月額を 11 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、上記訂正後の期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

- 2 請求期間のうち、平成 28 年 7 月 21 日については、雇用保険の被保険者記録はなく、A 社が提出した給与台帳にも「入社 H28. 7. 22」と記載されていることから、同社に勤務していたことを確認できない。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間のうち、平成 28 年 7 月 21 日において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1900210号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1900027号

第1 結論

請求者のA商工会における平成16年12月3日の標準賞与額を22万5,000円に訂正することが必要である。

平成16年12月3日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年12月3日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年12月

A商工会の当時の担当者が間違えて処理をしていたらしく、請求期間の賞与の記録が漏れているので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A商工会及び日本年金機構が提出した請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。) B銀行が提出した請求者に係るお取引明細並びに請求期間においてA商工会に厚生年金保険被保険者記録が確認できる者の賞与明細書により、請求者は、平成16年12月3日にA商工会から賞与を支給され、22万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認される。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年12月3日について請求者の賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成16年12月3日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州(受)第 1900211 号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第 1900028 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 17 年 3 月から平成 19 年 7 月までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 17 年 3 月から平成 19 年 7 月までの期間(次の表の第一欄に掲げる期間)の標準報酬月額については、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とする。

平成 17 年 3 月から平成 19 年 7 月までの期間の訂正後の標準報酬月額(第三欄)については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 17 年 3 月から平成 19 年 7 月までの期間の訂正後の標準報酬月額(第三欄)に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 17 年 2 月の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 17 年 2 月の標準報酬月額については、次の表の第二欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とする。

平成 17 年 2 月の訂正後の標準報酬月額(第四欄)については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成 17 年 2 月	9 万 8,000 円		22 万円
平成 17 年 3 月から平成 18 年 8 月まで	9 万 8,000 円	22 万円	
平成 18 年 9 月から平成 19 年 7 月まで	9 万 8,000 円	20 万円	

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 2 月 1 日から平成 22 年 7 月 1 日まで

A 社に勤務していた期間のうち、平成 17 年 2 月 1 日から平成 22 年 7 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額について、私は気が付かなかったが、同僚の勧奨案内が届いたので、控除されていた厚生年金保険料に見合う年金記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成 17 年 3 月から同年 6 月までの期間及び同年 8 月から平成 19 年 7 月ま

での期間については、A社が提出した請求者に係る給料支払明細書、賃金台帳等により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる請求期間の標準報酬月額（9万8,000円）を上回っていることが確認できる。

また、請求期間のうち、平成17年7月については、請求者及びA社は、請求者に係る給料支払明細書、賃金台帳等を保管していないものの、同社より提出された当該期間の前後の給料支払明細書により、請求者の平成17年7月における報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（9万8,000円）を上回っていることが推認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正が行われるのは、上記低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額を上回っている場合である。

したがって、平成17年3月から平成19年7月までの期間（次の表の第一欄に掲げる期間）の標準報酬月額について、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とすることが必要である。

なお、平成17年3月から平成19年7月までの期間の訂正後の標準報酬月額（第三欄）については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成17年2月	9万8,000円		22万円
平成17年3月から平成18年8月まで	9万8,000円	22万円	
平成18年9月から平成19年7月まで	9万8,000円	20万円	

また、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年3月から平成19年7月までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているが、当該期間について、前述の給料支払明細書、賃金台帳等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書、賃金台帳等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成17年3月から平成19年7月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成17年2月については、前述の給料支払明細書により、厚生年金保険料が控除されていないものの、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格取得時の報酬月額を確認できることから、平成17年2月の標準報酬月額について、上の表の第二欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とすることが必要である。

なお、平成17年2月の訂正後の標準報酬月額（第四欄）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必

要である。

- 3 請求期間のうち、平成 19 年 8 月から同年 12 月までの期間及び平成 21 年 1 月から同年 5 月までの期間については、前述の給料支払明細書、賃金台帳等により確認できる厚生年金保険料の控除額又は請求者の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は低額であることから、厚生年金特例法による記録訂正は認められない。

また、請求期間のうち、平成 20 年 1 月から同年 12 月までの期間及び平成 21 年 6 月から平成 22 年 6 月までの期間については、前述の給料支払明細書、賃金台帳等及び A 社が日本年金機構に提出した標準報酬算定基礎資料により、本来の報酬月額に基づく標準報酬月額を確認又は推認できるものの、A 社は、当該期間における給料支払明細書、賃金台帳等の給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料を保管しておらず、その給与から厚生年金保険料が控除されていたことを推認できない。

このほか、請求者の平成 20 年 1 月から同年 12 月までの期間及び平成 21 年 6 月から平成 22 年 6 月までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が平成 19 年 8 月から平成 22 年 6 月までの期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1900167号

厚生局事案番号 : 九州(厚)第1900025号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年1月5日から平成9年8月1日まで

請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、A社が支給した給与額よりも低い額となっている。日給は1万5,000円で、責任者手当は5万円であり、忙しい時は残業や休日出勤があった。請求期間当時、給与明細書が各月に2枚ずつあり、現在はその給与明細書を所持していないが、A社は給与額よりも低い標準報酬月額で届け出たことを認めており、同社が作成したみなし賃金(第2給付)証明書を提出するので、標準報酬月額の記録を見直ししてほしい。

第3 判断の理由

A社は、請求期間において、請求者に対して毎月2枚ずつ給与明細書を交付し、オンライン記録の標準報酬月額を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を請求者の給与から控除した旨回答しており、請求者の請求期間に係る給与額について、同社が作成したみなし賃金(第2給付)証明書及び平均賃金算出表(以下「証明書等」という。)を提出している。

一方、A社は、請求期間に係る給与総支給額及び厚生年金保険料控除額の根拠となる賃金台帳等の資料は保管期間が過ぎているため保管していない旨回答している。

また、A社が提出した証明書等について、同社は、請求期間に係る各月の給与額の算出が困難なため、請求者が保管していた請求期間後の平成9年9月から平成10年8月までの給料明細書の給与額を参考に平均賃金を算出し、賃金(みなし)とした旨回答している。

さらに、請求者は、請求期間当時、日給は1万5,000円で、責任者手当は5万円であり、忙しい時は残業や休日出勤があった旨主張しているところ、A社は、請求者に係る給与関係や出勤状況が確認できる資料はない旨回答していることから、請求期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。